令和7年度 第5回 介護保険事業者連絡会次第

令和7年8月26日(火) 16時00分~ 於:飯田文化会館 1階展示室

- 1 開会
- 2 連絡・報告事項等
 - (1) 認知症月間について(基幹包括支援センター係)
 - (2) 認知症講演会について(基幹包括支援センター係)
 - (3)介護支援専門員等研修会について(基幹包括支援センター係)
 - (4) 送付先変更届について(介護認定支援係)
 - (5) 【長野県】令和7年度介護テクノロジー定着支援事業の実施について
 - (6) 【長野県】災害時の介護活動に関するアンケートについて
- 3 事業者からのおしらせ

- 4 その他
- 5 閉会
- ◆次回以降の連絡会:
 - ○9月の事業者連絡会は開催休止
 - ○令和7年<u>10月24日(金)</u> 飯田文化会館 1階 展示室 午後4時~

1 認知症月間について(基幹包括支援センター係)

9月21日は「世界アルツハイマーデー」と制定されており、この日を中心に認知症に関する啓発を実施しています。日本では、2024年1月に制定された「共生社会の現実を推進するための認知症基本法」において国民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるために、毎年9月21日を「認知症の日」、9月を「認知症月間」と定めています。

各事業所の広報誌などでも、認知症について取り上げていただき、正しく認知症を理解していただくための啓発をお願いします。

また、9月17日に地域包括支援センター、イオン薬局と認知症月間イベント「新しい認知症観を知ろう!」を実施しますので、啓発にご協力ください。

【別紙1】認知症月間イベント「新しい認知症観を知ろう!」チラシ

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 基幹包括支援センター係

電話:0265-22-4511 (内線 5757)

2 認知症講演会について(基幹包括支援センター係)

【別紙2】認知症映画「オレンジ・ランプ」上映会チラシ

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 基幹包括支援センター係

電話:0265-22-4511 (内線 5758)

3 介護支援専門員等研修会について(基幹包括支援センター係)

【別紙3】令和7年度飯田市介護支援専門員等研修会の開催について

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 基幹包括支援センター係

電話:0265-22-4511 (内線 5757)

4 送付先変更届について(介護認定支援係)

【別紙4】介護保険関係書類 送付先変更届

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護認定支援係

電話:0265-22-4511 (内線 5767)

5 【長野県】令和7年度介護テクノロジー定着支援事業の実施について

【別紙5】令和7年度介護テクノロジー定着支援事業の実施について

【問合せ先】

長野県介護支援課介護人材係

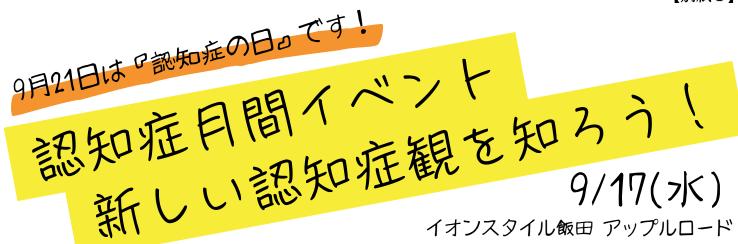
電話:026-235-7129

6 【長野県】災害時の介護活動に関するアンケートについて

【別紙6】災害時の介護活動に関するアンケートへのご協力のお願い

【問合せ先】

株式会社 日本能率協会総合研究所 福祉・医療・労働政策研究部 電話:0120-344-343



飯田市長寿支援課、地域包括支援センターとイオン薬局は、市民の皆様に 「新しい認知症観」を知っていただくためのイベントを開催します。 お気軽にお立ち寄りください。

日時: 令和7年9月17日(水) 13:30~16:00

場所:イオンスタイル飯田 アップルロード 2階 そよらコート

対象:どなたでも参加OK

※エスカレーター昇ってすぐ正面

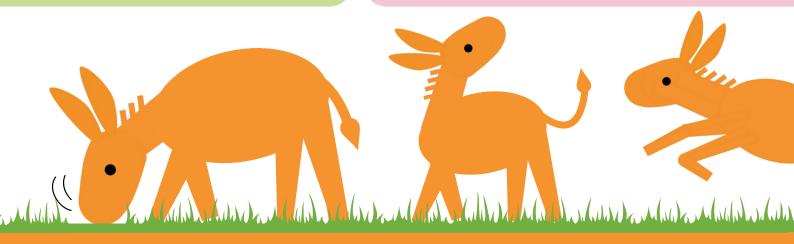
参加費無料

情報コーナー

- ・認知症に関するパネルの展示
- ・心配事、困りざと相談
- ・イオン薬局コーナー (ドリンク試飲など)

体験コーナー

- ・認知症マスコットキャラクター **ない**ぐ 「ロバ隊長」グッズ作り
- ・脳を刺激する!脳トレゲーム
- ・認知症を予防するコグニサイズ体操



お問い合わせ 飯田市役所長寿支援課 TEL 0265-22-4511(内線5757)

「新しい認知症観」について考えよう

鑑賞 無料



-お申込方法-

鑑賞をご希望の方は、 1~3のいずれかの方法で、 お申し込みください。

1 電話

長寿支援課 0265-22-4511 (内線 5755)

2 FAX

裏面に必要事項を記入し、 お申し込みください。

3 ながの電子申請サービス 以下のQRコードより、お申 し込みください。



お申込〆切 10/24 🎰



「新しい認知症観」とは

・会場駐車場に限りがあります。できる限り乗り合わせでの

認知症になったら何もできなくなるので はなく、認知症になってからも、一人ひ とりができることや、やりたいことがあ り、住み慣れた地域で仲間等とつながり ながら、希望を持って自分らしく暮らし 続けることができるという考え方です。

[上映会タイムスケジュール]

13:30~ 開会 飯田市の認知症の取組紹介など

14:00~ 映画上映(100分)

ご来場にご協力をお願いいたします。

GAGA

・映画の詳細内容は、裏面をご参照ください。

包括支援センター係 0265-22-4511(内線 5758)



【送付票不要】 11 月 6 日(木) 飯田市認知症映画上映会「オレンジ・ランプ」 申込書

参加者ご氏名	連絡先電話番号

FAX 0265-22-4544

必要事項を記入の上、 切り取らずに送信ください。

お申込〆切 10/24 🟦



7飯長第 782 号 令和 7 年8月 15 日

飯田市内の居宅介護支援事業所等に属する 介護支援専門員 様

> 飯田市長寿支援課 飯田市地域包括支援センター 飯田市主任介護支援専門員連絡会

令和7年度飯田市介護支援専門員等研修会の開催について

猛暑の候、貴事業所におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。 また、日頃より飯田市の介護保険行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、長寿支援課と飯田市地域包括支援センター及び飯田市主任介護支援専門員連絡会は、標記研修会を下記のとおり実施します。全国的にご活躍されている後藤佳苗氏を講師にお迎えすることができました。貴重な機会ですので、多くの皆様に受講いただきますようお願いします。

なお、本研修会は主任介護支援専門員更新研修のための法定外研修に位置付けられます。

記

- 1 日 時 令和7年10月23日(木) 10:00 ~ 15:00
- 2 会 場 南信州・飯田産業センター 2階 ホール 飯田市座光寺 3349-1「エス・バード」内
- 3 内 容 講演とグループワーク 「法的根拠に基づいたケアマネジメント ~自立支援型ケアプランの作成~」 講師 一般社団法人あたご研究会

代表理事 後藤 佳苗氏



講師プロフィール

千葉県職員を経て 2005 年から現研究所を経営し、介護保険及び高齢者の保健福祉 分野を中心に対人援助職等の資質向上に精力的に活動されている。

著書「新訂書くべきことをもらさない!記載例で学ぶ居宅介護支援経過」他

- 4 受講料 ①飯田市内の居宅介護支援事業所等に属する主任介護支援専門員及び介護支援 専門員、飯田市地域包括支援センター職員は無料
 - ②飯田市外の事業所に属する受講希望者は、会場の収容定員の状況により参加を許可しますので、ご相談ください。受講料 2,000 円
- 5 受講証 午前、午後を通じての受講を原則とします。主任介護支援専門員更新研修に係る 法定外研修受講証を 1 人 2 枚交付しますので、必要な方は申込フォームに入力 してください。

裏面あり

6 申込み 事業所ごとに希望者をまとめて10月2日(木)までに、下記 ながの電子サービス にてお申し込みください。

https://apply.e-tumo.jp/city-iida-naganou/offer/offerList detail?tempSeq=60896



- 7 お願い ①研修資料を後日メールにて送付しますので、各自、印刷または端末にダウンロードしてご持参ください。
 - ②駐車場が十分ありませんので、乗り合わせでのご来場にご協力ください。
 - ③途中退席及び途中参加はご遠慮ください。
- 8 お問合せ 飯田市福祉部長寿支援課基幹包括支援センター係(飯田市役所 A11 窓口) 担当 小椋 電話:0265-22-4511 内線 5757

介護保険関係書類 送付先変更届

被保険者番	号										
被保険者氏	 名										
(対象者)		生年	月日:	明治・	・大正・	昭和	年	Ē,	月	日	
	住所										
現在の送付先	宛名										
-	住所	T									
変更後の送付先											
※今回希望	電話番	号									
する送付先	宛名										
					(被保険	食者との終	売柄:	様	•	様方)
○介護保険被保険 ○介護保険負担割	合証 〇介	護保険料	料関係通	知 〇訳	忍定更新	等 他分	護保隊				芒証
○介護保険被保険○介護保険負担割※一部の書類のみ	合証 〇介	護保険料の変更は	料関係通 できませ	知 ○記せんので	認定更新	等 他が は願います	護保險	定に係る: 	全ての	の書類	
介護保険被保険介護保険負担割※一部の書類のみり	合証 ○介 こついて(で	護保険料 の変更は を変更す	∤関係通 できま₁	知 ○記せんので	窓定更新でご了承	等 他が は願います	護保險	食に係る。 議がない	全ての	の書類を確認	
○介護保険被保険○介護保険負担割※一部の書類のみり坂田市長 宛介護保険関係書類	合証 ○介 こついて(で	護保険料の変更は の変更は を変更。	∤関係通 できま₁	知 ○記せんので	認定更新でご了存 でご了存	等 他が は願います	護保險	食に係る。 議がない	全ての	の書類	
○介護保険被保険○介護保険負担割※一部の書類のみり坂田市長 宛介護保険関係書類	合証 ○介 こついて(で	護保険料の変更は の変更は を変更。	料関係通 できませ とお願い	知 ○記せんので せんので につい します	窓ご丁母 て、被	等 他が は願います	護保險	えい (ない) (はいない)	全ての	の書類を確認	
<関係書類> ○介護保険被保険 ○介護保険負担割・ ※一部の書類のみら 版田市長 宛 介護保険関係書類 だおりますので、上	合証 ○介 こついて(で	護保険料の変更は の変更は を変更。	料関係通 できませ とお願い	知 ○記せんので についます 住 一氏 一	窓ご て。	等 他が は願います	た護保障 け。 人に異	えい (ない) (はいない)	全ての	の書類を確認	
○介護保険被保険 ○介護保険負担割 ※一部の書類のみ	合証 ○介 こついて(で	護保険料の変更は	関係通 できませ お願い 出人	知 ○記せんので についす	RE T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	保険者本	r護保隙 け。 人に異 柄:	義 がない 年	全て <i>0</i>	か書類 を確認 月	し 日 一 <u></u>
○介護保険被保険・公介護保険負担割・ ※一部の書類のみは が、一部の書類のみは が、一部の書類のみは が、一部の書類のみは が、一部の書類のみは が、一部の書類のみは が、一部の書類のみは が、上 が、ますので、上 で、上 で、上 で、上 で、上 で、上 で、上 で、上	合証 ○介 こついての 送付先 記のとお	護保険は	関係通 できませ こ よ とお願い 出人 ※成年行	知 ○記せんので についま 住	RE T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	等 他分 、願います 保険者本 者との続 登記事項	ト護保隆 ト。 人に異 <u>柄:</u> 頁証明 <i>の</i>	(また) (また) (おおいない) (1) (2) (3) (4) (5) (5) (6) (7)	全て <i>0</i>	か書類 を確認 月	し 日 一 <u></u>
○介護保険被保険· ○介護保険負担割· ※一部の書類のみ 成田市長 宛 介護保険関係書類 だおりますので、上 395-8501 長野児 *飯田市処理欄	合証 ○介 こついての 記の送付先 記のとよ	護保険は	** ・ ・ は は は は は は は は は は は は は	知 い に し に に に に に に に に に に に に に	思定ご て。 所 名 被り 田 更	等 他介 塚願います 名との続 る登記事項 福祉部	/護保 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	議がなV 年 受しを 援課	全て <i>0</i>	か書類 を確認 月	し 日 一 <u></u>
○介護保険被保険・公介護保険負担割・ ※一部の書類のみは 版田市長 宛 介護保険関係書類 ごおりますので、上 で送先住所 「395-8501 長野!	合証 ○介 こついて(動) 記の 説の 記の に記して(に記して) で にいて(に記して) で にいて(にこついて(にこついて(にこついて(にこついて(にこついて(にこついて(にこった) にいて(にこった) にいて(にった) にいて	護保 変変 変変 変変 変変 変変 とり この	関係通 できませ こ よ とお願い 出人 ※成年行	知 ○記せんので についま 住	思定ご て。 所 名 被力 田 時 東	等 他分 、願います 保険者本 者との続 登記事項	in in in in in in in in	(また) (また) (おおいない) (1) (2) (3) (4) (5) (5) (6) (7)	全て <i>0</i>	を確認月	し 日 一 <u></u>

<記載例>

介護保険関係書類 送付先変更届

被保険者番	1234567
被保険者氏 ン(変更となる対	
9570 0.074	生年月日: 明治・大正 (昭和) 8 年 8 月 8 日
72-6-2-14/1-4	飯田市大久保町2534
現在の送付先	^宛
	住所 〒395-0044
変更後の送付先	飯田市本町1-15
※今回希望す る送付先	電話番号 0265-33-3333
	宛名
/朋校事粉へ	

<関係書類>

- ○介護保険被保険者証 ○介護保険負担限度額認定証 ○社会福祉法人等利用者負担限度額認定証
- ○介護保険負担割合証 ○介護保険料関係通知 ○認定更新等 他介護保険に係る全ての書類
- ※一部の書類のみについての変更はできませんのでご了承願います。

飯田市長 宛

介護保険関係書類の送付先を変更することについて、被保険者本人に異議がないことを確認しておりますので、上記のとおり変更をお願いします。

__7年__**5**月**20**日

届出人 住所 **飯田市本町1-15**

成年後見人の方は、 登記事項証明の写し を添付願います。

^氏 介護 通

(被保険者との続柄: 長男)

7 介第 502 号 令和 7 年 (2025 年) 8 月 15 日

介護サービス事業者 様

長野県健康福祉部介護支援課長

令和7年度介護テクノロジー定着支援事業の実施について(通知)

このことについて、介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジーの導入や定着に向けた補助を通じて、介護現場の生産性向上による職場環境の改善を図ることを目的として、予算の範囲内で補助します。

つきましては、下記のとおり補助申請の受付を開始しますので、補助金を申請する場合は、下記 及び補助金交付要綱を十分にご確認いただくようお願いします。

記

- 1 補助内容について
 - 県ホームページに掲載(下記 URL)※必ずご確認ください。

https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/kaigotech2025.html

- 2 申請について
- (1) ながの電子申請サービスから提出 (様式は県ホームページに掲載) https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=60782
- (2)提出期限 **令和7年9月 25 日(木)※**期限を過ぎた場合は受け付けられません。
- 3 申請の留意事項
- (1) 昨年度からの変更点が多数ありますので、交付要綱等を十分ご確認の上、申請してください。
- (2) 本事業は国の令和6年度補正予算を財源としているため、理由のいかんを問わず、導入・実績報告・補助金請求書提出の一連の手続きが<u>令和8年3月10日(火)に間に合わない場合は</u>補助対象外となります。
- (3) 交付決定前に事業着手した分※についても補助対象とします(令和7年4月1日からの事業 実施分が対象)。※必ず事前着手届をご提出ください ただし、補助金の交付を確約するものではないことにご留意ください。
- (4) 令和 6 年度に実施した**要望調査に回答していない事業所の申請も受け付けられるよう**にしました。
 - ただし、予算の関係上、回答があった事務所を優先させていただく場合があります。
- (5) **1法人1事業**所(介護保険法に基づく指定又は許可を受けた事業者) **に限り申請が可能です**。 ただし、**職場いきいきアドバンスカンパニー又は信州ふくにん(認証評価制度)の認証を受けている、又は今後認証制度を申請する**事業**所については、本補助金における申請上限を**1** 法人(団体) **2事業所**へ拡大します。

※令和7年度中に職場いきいきアドバンスカンパニー又は信州ふくにん(認証評価制度)へ申請し、認証を受けることが条件です。令和7年度中に認証が受けられない場合は2事業所目の補助は受けられません。

(6) **来年度事業については未定です**。同じ条件で実施できるとは限りませんのであらかじめご承知おきください。

4 補助金の額 ※補助要件を満たす必要がありますので必ず交付要綱をご確認ください。

(1) 介護ロボット等

対象機器等	補助限度額	補助率
・移乗支援(装着型・非装着型)・入浴支援・その他で示す機器	1機器につき 100 万円	3/4
・上記以外の機器	1機器につき 30 万円	3/4

(2) ICT等

職員数	補助限度額	補助率
1名以上10名以下	100 万円	3/4
11 名以上 20 名以下	150 万円	3/4
21 名以上 30 名以下	200 万円	3/4
31 名以上	250 万円	3/4

(3) 介護テクノロジーのパッケージ型導入

対象機器等	補助限度額	補助率
・(1) 及び(2) の対象経費に該当する もので、複数のテクノロジーを組み合わ せて導入する場合に必要な経費 ・見守り機器の導入に伴う通信環境整備 するための経費	1 事業所につき 1,000 万円	3/4

【算定方法】

(1)から(3)で定める補助限度額と対象経費の実支出額に4分の3を乗じて得た額のいずれか低い額と、事業に要する経費から寄附金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、当該額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、(1)から(3)により算出した額の合計額と、1事業所ごとの基準額1,000万円を比較して少ない方の額を補助額とする。

5 その他留意事項

- (1)補助対象事業及び補助要件が昨年度から変更になりました。申請いただいても補助要件を満たさない場合は補助対象外となりますので、交付要綱等でよくご確認ください。
- (2) お問い合わせいただく前に必ず県ホームページをご確認ください。

(問合せ先)

担 当 介護支援課介護人材係 山﨑、篠原

電 話 026-235-7129 (直通)

ファクシミリ 026-235-7394

E-mail kaigo-jinzai@pref.nagano.lg.jp

【厚生労働省 社会福祉推進事業】 災害時の介護活動に関する アンケートへのご協力のお願い

- 株式会社日本能率協会総合研究所では、本年度、「介護福祉士養成課程における災害時 の介護に係る教育のあり方に関する調査研究事業」を実施しております。
- 本事業は、今後の介護福祉士養成課程における災害に関する教育のあり方を検討する ことを目的としております。介護福祉士のみなさまのご経験をもとに、災害と介護福祉 教育について検討します。
- ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ぜひともア ンケート調査へのご回答にご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

回答方法

インターネット で回答

8月5日(火)~ 8月29日(金)

設問数:5問程度

回答時間目安:3分程度

(1)アクセスする



https://rdc.dstyleweb .com/tjjy/3kyfpy/

(2)回答する

最後の画面で 「送信する」 をクリック

- 本調査では、過去の災害時の体験についてお伺いする質問項目が含まれております。そ のため、ご自身の記憶を思い起こす中で、精神的なご負担を感じられる可能性があるこ とについて、あらかじめご理解いただきますようお願い申し上げます。
- 調査へのご協力は完全に任意であり、途中で回答を中止しても一切の不利益はありま せん。ご自身の体調やお気持ちに無理のない範囲でご回答いただけますと幸いです。
- ご記入いただきました回答内容は、本事業における施策検討の基礎資料としてのみ利 用するものであり、調査目的以外には使用致しません。また、本調査の回答内容は統計 的に処理を行うため、個人が特定できるような情報を公表することはございません。
- 本調査は、株式会社日本能率協会総合研究所が、厚生労働省令和7年度社会福祉推進 事業の採択を受けて実施する調査研究事業の一環として実施するものです。

調査についてのお問い合わせ

株式会社 日本能率協会総合研究所 福祉・医療・労働政策研究部

〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-22

Tel:0120-344-343(河合、富本) e-mail:k_policy@jmar.co.jp



MAR 類日本能率協会総合研究所